

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和4年度）

住 所 大阪市西区西本町一丁目4番1号

事業者名 関西エアポート株式会社

代表者名 代表取締役社長 山谷 佳之  
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客搭乗橋</li> <li>・ 手摺</li> <li>・ エレベーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搭乗橋更新に合わせ、段差のない搭乗橋を導入する。関西国際空港第1ターミナルビルは2022年度は16基改修予定。大阪国際空港は2023年度4基改修予定。</li> <li>・ 2021年度～実施中のT1リノベーション工事において、改修する階段の、二段手摺化を予定。（関西国際空港）</li> <li>・ 2021年度～実施中のT1リノベーション工事において、ウイング先端エリアの到着動線にエレベーターを新設予定。（関西国際空港）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新搭乗橋更新は、関西国際空港は2022年度16基改修済。大阪国際空港は2023年度に実施予定。</li> <li>・ 改修する階段の二段手摺化については、実施中。</li> <li>・ ウイング先端エリアの到着動線へのエレベーター新設については、実施中。</li> </ul>

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
保安検査場における筆談対応	関西国際空港、大阪国際空港において、航空会社と連携の上、保安検査場における聴覚障がい者等対応のため筆記用具による筆談対応を実施する。	（関西国際空港/大阪国際空港）筆談対応について実施済み。
旅客搭乗橋と航空機の段差対応	関西国際空港において、航空会社と連携の上、旅客搭乗橋と航空機における段差解消については、専用の器具を設置する。	（関西国際空港）段差解消ボードを設置済み。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港を利用する他事業者との連携	航空会社、空港内事業者との連携強化を行い、人的な支援の充実を図る。	(関西国際空港) ・防災研修を実施 ・近畿運輸局主催のバリアフリー啓発教室を実施  (大阪国際空港) ・バリアフリー研修を実施  (関西国際空港/大阪国際空港) ・緊急連絡先やQ&A、フロア案内等が記載されたハンドブックを配布

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ウェブアクセシビリティの改善	KAPが管理する公式WEBサイトについて、WCAG2.0 レベルA準拠を継続する。(2021年度～)	WCAG2.0 レベルA準拠を継続出来ている。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	職員に対して国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。	職員を対象に、左記の内容に準拠したオンライン研修を実施した。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
デジタルサイネージへの掲出	ターミナルビル内のデジタルサイネージにおいて、お困りのお客様に対するお声掛けのご協力に関する動画等を掲出する。	ターミナルビル内のデジタルサイネージに左記内容の動画を掲出済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・航空会社や交通事業者と、それぞれに寄せられた、航空機、空港、交通機関に関する障がい当事者等の意見を集約・共有する。  
⇒学識者の方々や航空会社とバリアフリーについての意見交換を実施
- ・担当部署を中心に確認と評価を実施する会議を開催する。  
⇒ハード・ソフトの担当部署にて会議を実施

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表

(4) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
関西国際空港 第1ターミナルビル 空港会社部分	大阪府泉佐野市 大阪府泉南郡田 尻町	人 22,215	○	○	総数 52 旅客搭乗橋 設置数 (45)	○	○	○
関西国際空港 第2ターミナルビル 空港会社部分	大阪府泉南郡田 尻町	9,265	○	○	総数 28 旅客搭乗橋 設置数	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計2ターミナル			2	2	総数 80 旅客搭乗橋 設置数 (45)	2	2	2

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	-
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
大阪国際空港ターミナルビル	大阪府豊中市	人 25,648	○	○	総数 37 旅客搭乗橋 設置数 (30)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル			1	1	総数 37 旅客搭乗橋 設置数 (30)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	-
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に—印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。